

こんにちは 松坂みち子 です



日本共産党市議会議員 松坂みち子の活動報告
ご意見など、ぜひお寄せ下さい。

< 118 2013.3.3 連絡先 402-1622 >

PM2.5の測定結果が発表されるようになりました

微小粒子状物質 (PM2.5) とは

PM2.5とは、大気中に浮遊する粒子状物質のうちでも特に粒径の小さなものを行います (粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の微小粒子状物質)。

粒径が極めて小さいため、呼吸器疾患や循環器疾患への影響が懸念されています。

PM2.5の環境基準

1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること

PM2.5の測定結果

和歌山市では、市内3カ所の測定局 (湊小学校、小倉小学校、市立和歌山高校) に自動測定機を設置して、常時測定を行っています。

(和歌山市ホームページより)

平成24年度 (月ごとの日平均値)

単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$

	湊小	小倉小	市和高
4月	20.4	16.4	17.9
5月	20.1	18.4	22.0
6月	12.7	11.8	16.3
7月	14.0	13.1	15.9
8月	10.9	9.3	10.7
9月	10.1	11.8	13.8
10月	11.7	12.8	16.8
11月	14.7	12.3	17.2
12月	13.5	11.5	14.8
1月	17.2	14.1	17.8

みち子のひとりごと

どこか変

困っています。この「ひとりごと」は政治とは直接かわからず、日常の中で見たこと感じたこと、できる限りほつとできることを書こうと決めていました。でも、最近のニュースには、あまりにも腹の立つことや、悲しいことが多すぎて、初志貫徹できません。

たとえば普天間基地移設問題で安倍首相は、アメリカの意向を受けて沖縄を説得すると言います。逆だと思いませんか？日本の首相なら、沖縄の意向を受けてアメリカを説得するのが本来の仕事でしょう。

また、住民登録のある子どもが6年間も行方不明でどういことでしょうか？そうならないよう、手だてはできなかったのでしょうか。両親が逮捕されて、上の子どもたちは今どういう気持ちでいるのでしょうか。

日本の国民が安心して暮らせる国を作るのが政治の役割です。今の政治、やっぱり変です。



こんにちは！
原 やすひさ です



東牟婁郡古座川町灌の
有名人景勝地ですが、
このま新しい集会所を
借りて初めて共産党の
「つどい」が開かれまし
た。地域の戸数は灌の持
が4戸、隣の宇筒井が3
戸とのこと。会場には3

人が来てくれました。
高齢の女性2人と男性
1人、合わせて3人。最
初は少し緊張されていま
したが、話が昔のことに
及ぶや、あの頃はああた
たこうだったと一気に盛
り上がりします。過疎がど
んどん進むことへの不安
が出され、さらには「物
価を上げるというわけ
ど、やめて欲しいわ」と

の声。「年金ら減って
ばっかりやのに・・・」
暖房の話になり、「灯
油ら高いし焚けへん。湯
たんぼ使うんや。へつつ
いさんで木を焚いて消し
炭にして火鉢も使いやる
んや」と。「ほいたら風
呂も木で焚きやるん？」
と聞くと、「そうやで」
と。(参議院和歌山選挙
区予定候補)

日米首脳会談

国民の利益に背く 対米誓約は許されない

日本共産党志位委員長が談話

TPPについて、安倍首相は「聖域なき関税撤廃が前提ではない」としている。しかし、共同声明では「全ての物品が交渉の対象とされる」とし、「一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束するものではない」と書かれたというが、これは「交渉の場で例外を主張することは『認める』という程度のもの」にすぎず、交渉の結果がどうなるか、何の保証を与えるものではない。こんなごまかしは許されない。

両首脳は、普天間基地の辺野古移設を早期にすすめることで合意した。辺野古移設反対、普天間基地閉鎖・撤去は沖縄の総意であり、この総意を踏みにじって新基地を押し付けることは断じて許されない。

アメリカに対し、原発再稼働・推進の「確約」を与えることは、「安全神話」を振りまいて深刻な福島原発事故を引き起こした自らの責任を顧みず、原発ゼロを求める多数の国民世論をなおざりにするものである。

日米首脳会談骨子

TPPでは、すべての物品が交渉対象
日米同盟強化を確認
対北朝鮮国連安保理決議採択へ連携
日本は集団的自衛権の行使容認検討
日本は中国に冷静対処
米軍普天間基地を早期「移設」
ハーグ条約の今国会承認を伝達
日本は2030年代原発ゼロ見直し
シェールガス対日輸出要請

第三章 国民の権利及び義務

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。